

平成30年度産業廃棄物対策研修（応用）実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

産業廃棄物の適正処理の推進には、産業廃棄物行政の実務を担い、産業廃棄物処理業者を指導・監督・育成する立場にある担当者の対処能力を向上させることが重要である。

このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当する職員に対し、高度な判断を必要とする事案への対応能力を向上させるとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期間：平成31年2月18日（月）～2月22日（金）まで（5日間）

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

各30名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当している職員で、

① 平成28年度までの産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）を修了した者 または

② 産業廃棄物対策研修（基礎）の修了者であって実務経験3年以上の者 または

③ 実務経験3年以上の者であって所属長が上記①及び②と同等の知識、経験を有すると認める者

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、平成30年12月14日（金）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

※資格要件に該当しない被推薦者は決定しません。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

○ 「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

○ 「実施要綱」、「略歴書」様式

＜平成 30 年度産業廃棄物対策研修（応用） 教科内容 ＞

- 1 ベーシックな事例の総復習・・ 2. 0
ベーシックな事例をもとに基礎的知識を確認するとともに経験談の意見交換を行う。
- 2 【事例研究】廃棄物該当性・・ 3. 0
廃棄物該当性判断の基準である総合判断説を事例へ適用させる。
- 3 【事例研究】初動対応・・ 3. 5
通報から立入検査・行政指導のタイミングで、後の行政処分に向け必要なポイントを考える。
- 4 【事例研究】許可取消し・・ 3. 0
実際の不適正処理事案を参考に、許可取消し等の適切な行政処分のあり方を考える。
- 5 【事例研究】許可申請審査・・ 3. 5
施設設置に係る許可・不許可処分に至るまでの技術上の基準省令等に基づく指導等についてポイント
を考える。
- 6 【事例研究】不適正処理 1・・ 3. 0
違法性認定と戦略的な指導方針の立案を行う。
7. 【事例研究】不適正処理 2・・ 6. 5
違法性認定と行政処分の検討、聴聞、命令書作成までを行う。
8. 【事例研究】原状回復・・ 3. 5
措置命令や告発状、行政代執行の具体的内容を考えると同時に、費用求償のポイントを考える。
9. その他（開・閉講式、オリエンテーション）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 0

合計 29.0時間

(注)

- 教科内容は、都合により一部変更になることがあります。
- 開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。
- 閉講式は13時15分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。
- 「廃棄物処理法令（三段対照表）・通知集」又は「三段対照 廃棄物処理法令集」（いずれも平成30年版が望ましい）を持参して下さい。